

改正概要説明書	
国名：シンガポール	法令名：商標法
改正情報：2016年6月10日版	
改正概要： ・登録官の決定に関し裁判所に上訴することができる者の適格が明確化された。当事者間争議事案の終了により不利益を受ける当事者は、登録官の決定を不服として裁判所に上訴することができる。(第75条)	
改正内容： ・第75条 (3)は新設項である。	